

三木市地域防災計画（本編）および三木市地域防災計画（参考資料集）

番号	該当ページ	修正前	修正後
1	P2	性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。	ジェンダーアイデンティティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。
2		<p>第4節 <b>女性</b>の視点を踏まえた防災計画の作成</p> <p>東日本大震災の発災後の検証から<b>女性</b>に対する配慮、対応への不備等の課題が明確になり、次のような問題点が明らかになった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平時における防災の検討や避難所運営等災害現場の意思決定に、より多くの女性を参画させる必要があること。</li> <li>2. 防災・震災対応に<b>女性</b>の視点からの配慮が必要なこと。</li> <li>3. 避難所などにおいて、「炊事や洗濯、掃除などは女性の役割である」というような固定観念が強まったこと。</li> </ol> <p>これらの問題を解決するため、本計画は、<b>女性</b>の視点を踏まえた防災対策に留意する。特に、物資の備蓄や提供及び避難所運営においては、<b>女性</b>の視点での考えを反映させる。</p>	<p>第4節 <b>男女共同参画</b>の視点を踏まえた防災計画の作成</p> <p>東日本大震災の発災後の検証から<b>男女共同参画（以下、本節においてのみ「女性等」という。）</b>に対する配慮、対応への不備等の課題が明確になり、次のような問題点が明らかになった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平時における防災の検討や避難所運営等災害現場の意思決定に、より多くの女性<b>等</b>を参画させる必要があること。</li> <li>2. 防災・震災対応に<b>女性等</b>の視点からの<b>アプローチ</b>や配慮が必要なこと。</li> <li>3. 避難所などにおいて、「炊事や洗濯、掃除などは女性の役割である」というような固定観念が強まったこと。</li> </ol> <p>これらの問題を解決するため、本計画は、<b>女性等</b>の視点を踏まえた防災対策に留意する。特に、物資の備蓄や提供及び避難所運営においては、<b>女性等</b>の視点での考えを反映させる。</p>
3	P2	<p>4-1 防災計画 防災会議委員に女性委員を登用し、地域防災計画や各種マニュアルの作成や改定を行う際、女性の細やかな視点及び感性を反映する。</p> <p>4-2 避難所運営 避難所運営組織に<b>女性</b>の参画を求め、避難所運営は男女が助け合って行うものとする。避難所の運営については、プライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親への配慮、相談窓口の設置、防犯対策などに留意する。</p> <p>4-3 (略)</p> <p>4-4 震災復興 復興計画やまちづくりの検討組織に必ず<b>女性</b>が委員として参画できるようにする。</p> <p>4-5 その他 保育園、幼稚園、小学校、中学校等の施設で家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止対策を強化するなど子どもの安全を確保するための処置を行う。</p> <p>性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。</p>	<p>4-1 防災計画 防災会議委員に女性委員を登用し、地域防災計画や各種マニュアルの作成や改定を行う際、<b>女性等</b>の細やかな視点及び感性を反映する。</p> <p>4-2 避難所運営 避難所運営組織に<b>女性等</b>の参画を求め、避難所運営は男女が助け合って行うものとする。避難所の運営については、プライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親への配慮、相談窓口の設置、防犯対策などに留意する。</p> <p>4-3 (略)</p> <p>4-4 震災復興 復興計画やまちづくりの検討組織に必ず<b>女性等</b>が委員として参画できるようにする。</p> <p>4-5 その他 保育園、幼稚園、小学校、中学校等の施設で家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止対策を強化するなど子どもの安全を確保するための処置を行う。</p> <p>ジェンダーアイデンティティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。</p>
4	P3	<p>2-7 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動</p> <p>4. 保健衛生 (5)災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。</p>	<p>2-7 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動</p> <p>4. 保健衛生 (5)災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、<b>日本</b>栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。</p>
5	P5	<p>第5節 避難誘導</p> <p>5-2 避難所の開設・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民館を避難所として開設する</li> <li>○ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置に努める</li> </ul>	<p>第5節 避難誘導</p> <p>5-2 避難所の開設・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民館を避難所として開設する</li> <li>○ パーティション、段ボールベッド、<b>トイレの環境整備（水洗利用の一時停止等）</b>等の避難所開設当初からの設置に努める</li> </ul>
6	P6	<p>第7節 保健衛生、感染症対策</p> <p>7-2 清掃計画</p> <p>3. し尿処理 (3)仮設トイレの配備</p> <p>1) 避難所周辺と公園等に簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める（男性用1に対して女性用3の割合で設置する）。</p>	<p>第7節 保健衛生、感染症対策</p> <p>7-2 清掃計画</p> <p>3. し尿処理 (3)仮設トイレの配備</p> <p>1) 避難所周辺と公園等に簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める（<b>原則、男性用1に対して女性用3の割合で設置するが、男女比の割合だけでなく、利用者数に応じた設置数となるよう努める。</b>）。</p>

三木市災害時応援・応援計画

番号	該当ページ	修正前	修正後
7	P10	10 人的支援受入計画 (2) 主な受援対象業務の表 業務名 避難者収容	10 人的支援受入計画 (2) 主な受援対象業務の表 業務名 避難所運営
8	P12	イ 民間企業及び団体の表 西日本高速道路株式会社関西支社神戸管理事務所	イ 民間企業及び団体の表 西日本高速道路株式会社関西支社神戸高速道路事務所
9	P23	13-5 ライフライン関係事業者 (1) 電気事業者：関西電力送配電株式会社 加古川営業所	13-5 ライフライン関係事業者 (1) 電気事業者：関西電力送配電株式会社 加古川配電営業所
10	P23	13-5 ライフライン関係事業者 (2) ガス事業者：大坂ガスネットワーク株式会社	13-5 ライフライン関係事業者 (2) ガス事業者：大坂ガスネットワーク株式会社
11	P23	13-7 ボランティア受入計画 (2) 災害ボランティアセンターの業務内容 1) 被災者のボランティアに <b>対する</b> ニーズ等の把握 2) ボランティア関連情報の収集・発信 3) ボランティアに <b>対する</b> 支援 4) その他円滑なボランティア活動のための支援業務等	13-7 ボランティア受入計画 (2) 災害ボランティアセンターの業務内容 1) 被災者のボランティアに <b>係る</b> ニーズ等の把握 2) ボランティア関連情報の収集・発信 3) ボランティアに <b>係る</b> 支援 4) その他円滑なボランティア活動のための支援業務等
12	P24	14 広域一 <b>次</b> 滞在の要請 大規模広域災害時において、市が市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、広域一 <b>次</b> 滞在进行を行う必要があると認める時は、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、県内市町又は他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議することを求める。 また、広域一 <b>次</b> 滞在接受入れた市町村の協力を得て、被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供する。	14 広域一 <b>時</b> 滞在の要請 大規模広域災害時において、市が市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、広域一 <b>時</b> 滞在进行を行う必要があると認める時は、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、県内市町又は他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議することを求める。 また、広域一 <b>時</b> 滞在接受入れた市町村の協力を得て、被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供する。
13	P28	(9) 避難者の受入（広域一 <b>次</b> 滞在の受入） 市は、広域大規模災害時において、県から他市町又は他の都道府県の被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難施設を決定し、被災住民を受け入れる。	(9) 避難者の受入（広域一 <b>時</b> 滞在の受入） 市は、広域大規模災害時において、県から他市町又は他の都道府県の被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難施設を決定し、被災住民を受け入れる。
14	P10（参考資料）	活動拠点・一時集積配分拠点開設チェックリスト 項目 確認内容 3. 施設内の確認 ・天井の落下や亀裂はないか ・床に亀裂や散乱物はないか ・照明が落下や破損していないか ・窓ガラスが割れたり、ひびが入っていないか ・火事は発生していないか ・廊下は安全に通行できるか ・階段は安全に上り下りできるか ・非常階段は使用できるか ・トイレは使用可能か	活動拠点・一時集積配分拠点開設チェックリスト 項目 確認内容 3. 施設内の確認 ・天井の落下や亀裂はないか ・床に亀裂や散乱物はないか ・照明が落下や破損していないか ・窓ガラスが割れたり、ひびが入っていないか ・火事は発生していないか ・廊下は安全に通行できるか ・階段は安全に上り下りできるか ・非常階段は使用できるか ・トイレは使用可能か ・ <b>ガス漏れ、灯油漏れなどの異臭はないか</b>
15	P16（参考資料）	2 その他防災機関・防災関係機関の表 西日本高速道路株式会社関西支社神戸 <b>管理</b> 事務所	2 その他防災機関・防災関係機関の表 西日本高速道路株式会社関西支社神戸 <b>高速道路</b> 事務所

避難情報発令の判断・伝達マニュアル

番号	該当ページ	修正前	修正後																																																																																																																																																																																										
16	P2	<p>■ 2 各非常配備体制における配備人員基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>部等</th> <th>情報収集体制</th> <th>情報収集強化</th> <th>待機体制</th> <th>第1号配備体制</th> <th>第2号配備体制</th> <th>第3号配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部班</td> <td>総合政策部</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>9</td> <td rowspan="13">所属職員 全員 202</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>総務部他</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>市民班</td> <td>市民生活部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>福祉班</td> <td>健康福祉部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>環境班</td> <td>環境政策課 生活安全課</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>産業班</td> <td>産業振興部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>都市整備班</td> <td>都市整備部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>上下水道班</td> <td>上下水道部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>消防班</td> <td>消防本部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>23</td> <td>33</td> <td>所属職員 全員 36</td> </tr> <tr> <td>教育班</td> <td>教育総務部 教育振興部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>17</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>支所班</td> <td>吉川支所</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>5</td> <td>12</td> <td>54</td> <td>111</td> <td>181</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 上記配備人員数は、原則的なものであり配備員は状況等を考慮の上、各部長において、班員を配備するものとする。</p>	班	部等	情報収集体制	情報収集強化	待機体制	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制	本部班	総合政策部	5	3	3	5	9	所属職員 全員 202	総務班	総務部他	1	1	1	12	19	市民班	市民生活部	1	1	3	5	9	福祉班	健康福祉部	1	1	3	12	30	環境班	環境政策課 生活安全課	1	1	2	8	16	産業班	産業振興部	2	2	4	9	11	都市整備班	都市整備部	2	2	5	8	10	上下水道班	上下水道部	1	1	3	5	7	消防班	消防本部	1	1	23	33	所属職員 全員 36	教育班	教育総務部 教育振興部	1	1	7	17	32	支所班	吉川支所	2	2	0	5	2	合計		5	12	54	111	181	<p>■ 2 各非常配備体制における配備人員基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>部等</th> <th>情報収集体制</th> <th>情報収集強化</th> <th>待機体制</th> <th>第1号配備体制</th> <th>第2号配備体制</th> <th>第3号配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部班</td> <td>総合政策部</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>25</td> <td rowspan="13">所属職員 全員 565</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>総務部他</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>市民班</td> <td>市民生活部</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>福祉班</td> <td>健康福祉部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>環境班</td> <td>環境政策課 生活安全課</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>産業班</td> <td>産業振興部</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>都市整備班</td> <td>都市整備部</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>上下水道班</td> <td>上下水道部</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>消防班</td> <td>消防本部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>23</td> <td>56</td> <td>所属職員 全員 92</td> </tr> <tr> <td>教育班</td> <td>教育総務部 教育振興部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>24</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>支所班</td> <td>吉川支所</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>5</td> <td>17</td> <td>71</td> <td>182</td> <td>363</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 上記配備人員数は、原則的なものであり配備員は状況等を考慮の上、各部長において、班員を配備するものとする。</p>	班	部等	情報収集体制	情報収集強化	待機体制	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制	本部班	総合政策部	5	8	11	16	25	所属職員 全員 565	総務班	総務部他	1	2	2	14	33	市民班	市民生活部	1	4	4	9	18	福祉班	健康福祉部	1	3	3	15	45	環境班	環境政策課 生活安全課	1	1	2	10	26	産業班	産業振興部	2	6	6	15	26	都市整備班	都市整備部	2	7	7	15	25	上下水道班	上下水道部	1	4	4	9	16	消防班	消防本部	1	1	23	56	所属職員 全員 92	教育班	教育総務部 教育振興部	1	1	7	24	56	支所班	吉川支所	2	2	2	7	9	合計		5	17	71	182	363
班	部等	情報収集体制	情報収集強化	待機体制	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制																																																																																																																																																																																						
本部班	総合政策部	5	3	3	5	9	所属職員 全員 202																																																																																																																																																																																						
総務班	総務部他	1	1	1	12	19																																																																																																																																																																																							
市民班	市民生活部	1	1	3	5	9																																																																																																																																																																																							
福祉班	健康福祉部	1	1	3	12	30																																																																																																																																																																																							
環境班	環境政策課 生活安全課	1	1	2	8	16																																																																																																																																																																																							
産業班	産業振興部	2	2	4	9	11																																																																																																																																																																																							
都市整備班	都市整備部	2	2	5	8	10																																																																																																																																																																																							
上下水道班	上下水道部	1	1	3	5	7																																																																																																																																																																																							
消防班	消防本部	1	1	23	33	所属職員 全員 36																																																																																																																																																																																							
教育班	教育総務部 教育振興部	1	1	7	17	32																																																																																																																																																																																							
支所班	吉川支所	2	2	0	5	2																																																																																																																																																																																							
合計		5	12	54	111	181																																																																																																																																																																																							
班	部等	情報収集体制	情報収集強化	待機体制	第1号配備体制	第2号配備体制		第3号配備体制																																																																																																																																																																																					
本部班	総合政策部	5	8	11	16	25	所属職員 全員 565																																																																																																																																																																																						
総務班	総務部他	1	2	2	14	33																																																																																																																																																																																							
市民班	市民生活部	1	4	4	9	18																																																																																																																																																																																							
福祉班	健康福祉部	1	3	3	15	45																																																																																																																																																																																							
環境班	環境政策課 生活安全課	1	1	2	10	26																																																																																																																																																																																							
産業班	産業振興部	2	6	6	15	26																																																																																																																																																																																							
都市整備班	都市整備部	2	7	7	15	25																																																																																																																																																																																							
上下水道班	上下水道部	1	4	4	9	16																																																																																																																																																																																							
消防班	消防本部	1	1	23	56	所属職員 全員 92																																																																																																																																																																																							
教育班	教育総務部 教育振興部	1	1	7	24	56																																																																																																																																																																																							
支所班	吉川支所	2	2	2	7	9																																																																																																																																																																																							
合計		5	17	71	182	363																																																																																																																																																																																							
17	P3	<p>(4) 各避難所の開設担当 ア 事務内容 ① 避難所指定職員への避難所への配置指示</p>	<p>(4) 各避難所の開設担当 ア 事務内容 ① 避難所指定要員への避難所への配置指示</p>																																																																																																																																																																																										
18	P6	<p>レベル5 緊急安全確保の表中 2. 堤防に異常な漏水・浸食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p>	<p>レベル5 緊急安全確保の表中 2. 堤防に異常な漏水・浸食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p>																																																																																																																																																																																										
19	P15	<p>3 土砂災害警戒区域内(地すべり) ただし、日頃から地滑りの兆候があった場合は、避難措置等の対策が必要となる。</p>	<p>3 土砂災害警戒区域内(地すべり) ただし、日頃から地すべりの兆候があった場合は、避難措置等の対策が必要となる。</p>																																																																																																																																																																																										
20	P11	<p>(1) 高齢者等避難の伝達文(例) 三木市からの緊急情報です。 美囊川の水位上昇により〇〇地区に△△川に関する高齢者等避難(警戒レベル3)を発令しました。これは5段階の警戒レベルのうち、3段階にあたる情報です。 高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難を開始してください。 住民の方は不要不急の外出を控え、避難する準備を整えとともに、必要に応じて自主的に避難してください。</p>	<p>(1) 高齢者等避難の伝達文(例) 三木市からの緊急情報です。 美囊川の水位上昇により〇〇地区に△△川に関する高齢者等避難(警戒レベル3)を発令しました。これは高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3にあたる情報です。 高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難を開始してください。 住民の方は不要不急の外出を控え、避難する準備を整えとともに、必要に応じて自主的に避難してください。</p>																																																																																																																																																																																										
21		<p>(2) 避難指示の伝達文(例) 三木市からの緊急情報です。 美囊川の水位上昇により〇〇地区に△△川に関する避難指示(警戒レベル4)を発令しました。これは5段階の警戒レベルのうち、4段階にあたる情報です。 △△川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に、速やかに避難を開始してください。 ただし、避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>	<p>(2) 避難指示の伝達文(例) 三木市からの緊急情報です。 美囊川の水位上昇により〇〇地区に△△川に関する避難指示(警戒レベル4)を発令しました。これは危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4にあたる情報です。 △△川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に、速やかに避難を開始してください。 ただし、避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>																																																																																																																																																																																										
22	P24	<p>タイムライン表中「FMみき」</p> <p>※ 配備体制は、気象状況、水防指令の発令状況、その他の状況を総合的に判断して決定するものとする。</p>	<p>タイムライン表中「FMみつきい」</p> <p>※ 配備体制は、気象状況、水防指令の発令状況、その他の状況を総合的に判断して決定するものとする。</p>																																																																																																																																																																																										